

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

○福島県監査委員
監査公表四件

福島県監査委員

監査公表第15号

令和7年4月11日監査公表第8号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和7年10月24日

福島県監査委員 満 山 喜 一
福島県監査委員 三 瓶 正 栄
福島県監査委員 渡 辺 仁
福島県監査委員 阿 部 寿 子
7 財 第 5 8 2 号
令和7年5月26日

福島県監査委員 満 山 喜 一
福島県監査委員 三 瓶 正 栄 様
福島県監査委員 渡 辺 仁
福島県監査委員 阿 部 寿 子

福島県知事 内 堀 雅 雄

令和6年度行政監査に係る措置状況について（通知）

令和7年3月17日付け6福監第530号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。（別紙）

行政監査の結果に係る措置状況について

- 1 監査対象
新産業を支える人材育成の成果の検証（知事部局）
- 2 所見及び措置の状況について

監 査 委 員 意 見	措 置 状 況
【監査委員意見1】（新産業の育成・集	（福島イノベーション・コースト構想推

積と人材育成・確保の推進)

本県の復興・創生に向けた取組と若者の県外流出など急速に進む人口減少対策を進めるため、製造業の更なる振興と新産業の育成・集積を一層促進するとともに、それを支える人材の育成・確保に関する各施策を車の両輪として積極的に取り組まれない。

(担当：福島イノベーション・コースト構想推進課、経営金融課、雇用労政課、産業振興課、次世代産業課、産業人材育成課、医療関連産業集積推進室、各地方振興局)

進課)

大学等と市町村、企業等が連携して地域課題等の解決に取り組む復興知事業は、参加経験のある学生が当該地域に就職する等、人材の確保につながる直接的な成果が出ているほか、浜通り地域等への大学の拠点やサテライトキャンパスを設置する計画が進む等、福島イノベーション・コースト構想を担い福島の復興に携わる人材の育成・確保に貢献することが期待される。今後も浜通り地域等(イノベ地域)において、全国の大学等の復興知を活用した特色ある教育研究プログラムの実施を支援するとともに、令和7年6月に改定された「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」の実現に向け、新産業の育成・集積を一層推進する。

(経営金融課)

福島県プロフェッショナル人材戦略拠点事業においては、県内企業と専門的な知識・技術を持つ人材のマッチング支援を行っており、令和6年度までの累計実績は376件に上る。今後も専門的な人材確保に向けて積極的に取り組んでいく。

(雇用労政課)

地域産業の担い手確保に向け、東京の就職相談窓口における県内企業情報の紹介やマッチング支援、企業体験ツアーの開催などに取り組んでいる。引き続き「感動!ふくしま」プロジェクトを始めとした各事業を一体的に展開していく。

また、多様で柔軟な働き方や若者の定着・還流を促進するため、魅力ある職場づくりを推進しており、令和7年度からは、女性活躍や子育て支援に積極的な企業に対する国の認定取得の経費補助等の取組を強化していく。

(産業振興課)

ハイテクプラザによる技術支援や専門家による製品開発支援、福島イノベーション・コースト構想の重点分野における実用化開発の補助等により製造業の支援や新産業の育成・集積を進めるとともに、企業を対象としたセミナーの開催等を通じて人材の育成に取り組んでおり、これらの取組を積極的に推し進めていく。

(次世代産業課)

再生可能エネルギー、水素、ロボット、航空宇宙などの新産業の育成・集積に向けては、企業のネットワーク構築から研究開発、取引拡大まで一貫した体制を構築して取り組んできており、今後は、福島大学との連携や国家戦略特区制度を活

用した社会実装、取引拡大にも力を入れていく。

また、人材の育成・確保については、これまで、福島再生可能エネルギー研究所（FREA）、福島ロボットテストフィールド等における企業等の研究開発支援や研修、資格取得支援、テクノアカデミーでの基礎的訓練、大学・高校における出前講座、小中学生の展示会等への参加体験等、段階に応じた取組を進めている。今後は、社会実装に向けて福島大学やFREAが県内企業と連携して行う水素関連の人材育成を支援するなど、企業等のニーズを踏まえながら取り組んでいく。

（産業人材育成課）

製造業の振興や新産業の育成・集積を支える人材の育成・確保に向け、再生可能エネルギー、水素、航空宇宙等をテーマとして、テクノアカデミーにおける教育訓練や企業在職者の技術向上を図る各種セミナーを実施しており、関連産業の興味や理解も深まり、県内関連企業への就職につながっていることから、引き続き取り組んでいく。特に航空分野においては、令和6年度に完成した軽量飛行機の若年者向けイベントへの展示等を通じて、関連分野の関心を高めていく。

また、若年層を対象とした普及啓発イベント、「感働！ふくしま」プロジェクトでの企業の魅力発信等を実施しており、今後もこうした取組を継続していく。

（医療関連産業集積推進室）

医療機器関連産業の育成・集積に向けて、ふくしま医療機器開発支援センターと連携し、市場ニーズに応じた製品づくりを支援してきており、今後は、新たにスタートアップとのマッチング支援等にも取り組んでいく。

また、人材の育成・確保については、若年層から段階に応じて医療機器体験やセミナー等を実施しており、今後は、大学生を対象とした県内医療関連企業のインターンシップ支援等にも取り組んでいく。

（県北地方振興局）

管内企業の訪問を通し、企業の動向や要望等を把握するとともに、福島イノベーション・コースト構想推進機構と連携の下、新産業に関する各種支援策等の情報提供を行うなど、管内の主要産業である製造業の更なる振興と、管内企業の新産業への参画を促進していく。

また、人材育成に係る関係機関の取組を企業に紹介するとともに、管内高校生等を対象とした企業の魅力発信や、企業

の働き方改革を促進する取組を実施し、人材の育成・確保に取り組んでいく。

（県中地方振興局）

県中地域を牽引する従来からの主要産業（製造業）に加え、再生可能エネルギー、医療関連、航空宇宙関連など集積が進む新産業について、企業訪問により景況を把握するとともに、各種支援事業の周知を行い、製造業の更なる振興と新産業への育成・集積を促進する。

また、小中学校における地元企業の魅力紹介を行う出前講座、高校生を対象とした先進企業や研究機関の技術を紹介する出前講座と見学会、大学生を対象とした管内企業のロールモデルとなる社会人との産学官連携交流授業など、小学生から大学生まで切れ目のない取組を実施し、人材の育成・確保を積極的に進めていく。

（県南地方振興局）

企業訪問等により、景況動向等を把握するとともに、管内企業のビジネスチャンス拡大につながる新産業に関する情報提供や各種支援事業の周知を行い、県南地域の基幹産業である製造業の更なる振興及び新産業への参入促進等に積極的に取り組んでいく。

また、管内企業の求人情報や企業の魅力を首都圏等に発信し、製造業や新産業を支える人材の確保・育成に積極的に取り組んでいく。

（会津地方振興局）

立地企業を定期的に訪問し、意見や要望を本庁機関等と共有し速やかな対応を行い、製造業の更なる振興を図っていく。また新産業については、情報収集を行いながら市町村等と連携して育成・集積の方策を検討していく。

また、高校生による地元企業へのインタビューを盛り込んだ企業情報を紹介するウェブサイトの作成や、「O u t o f K i d Z a n i a i n 会津」の開催に加えて、新たに大学生のU I J ターン就職の促進に取り組むなど、小学生から大学生まで切れ目なく地元企業の魅力にふれる機会をつくり、人材の確保を図っていく。

（南会津地方振興局）

昨年2月に開設したウェブサイト「南会津ミライナビ」を活用し、企業情報やその魅力を戦略的に発信するなど、地域産業を支える人材確保に努めている。

また、企業と連携し、大学生等を対象としたU I ターンによる就職促進に取り組むとともに、今後は、ワーキングホリ

【監査委員意見2】（人材育成に関する計画と推進体制の整備）

新産業の育成・集積の状況に応じて必要とされる人材育成のイメージを県全体の方針として明確化した上で、県庁の部局だけでなく、県内企業や研究機関、高等教育機関等の関係機関が共有して取り組まれない。

（担当：次世代産業課、産業人材育成課）

【監査委員意見3】（根拠に基づく政策立案と成果を踏まえた事業改善）

デー事業を新たに実施するなど、企業の人材確保の支援と地域産業の更なる振興に積極的に取り組んでいく。

（相双地方振興局）

令和6年度は、小・中学生を対象に地元企業を中心とした仕事体験や福島イノベーション・コースト構想を紹介・体験する「Out of Kid Zania in ふくしま相双2024」を開催したほか、高校生を対象に地元企業等との交流フェアを実施するとともに、相双地域に立地している企業等への訪問を行い動向把握に努め、製造業等の更なる振興や将来の産業の担い手育成を図った。

令和7年度は、新たに相双管内の高校生向けに管内企業の魅力を紹介する冊子を作成するなど、引き続き管内企業等と連携した事業の実施に努め、人材の育成・確保を図っていく。

（いわき地方振興局）

製造業の振興や新産業の育成・集積については、企業訪問や経済団体との意見交換等により、要望の把握や各種支援制度の情報提供を行うとともに、本庁やいわき市の関係部署等と情報を共有しながら取り組んでいく。

また、人材の育成については、いわき市、商工会議所と連携し、市内の児童・生徒を対象として、企業を紹介するガイドブックの作成、総合学習への産業界からの講師派遣、企業見学への支援を行うなど、地域産業や地元企業への理解を深めてもらうための様々なプログラムを実施している。

さらに、人材の確保については、若者に向けた市内企業の魅力発信に取り組んでおり、若者と企業の双方にヒアリングを行いながら、企業の魅力を「見える化」し、若い世代が多く閲覧するSNSで情報を発信している。

引き続き、地元産業の理解促進や市内企業の魅力発信等に積極的に取り組み、産業人材の育成・確保を図っていく。

（次世代産業課、産業人材育成課）

新産業を支える人材育成に係る県全体の方針の共有や取組を進めるため、関係部局と連携し、商工団体や高等教育機関等から構成される「ふくしま産業人材育成コンソーシアム」を活用し体制を整備するとともに、これらの意見を聴取しながら、令和7年度内を目途に県全体の人材育成の方針を策定していく。

（福島イノベーション・コースト構想推進課）

新産業を支える人材の育成に当たっては、PDCAマネジメントサイクルを確実に実行する上で、EBPM（根拠に基づく政策立案）の考え方に基づき、事業単位で具体的な成果指標を設定し、得られた成果を企業や関係機関と共有し事業の改善に取り組むとともに、成果の見える化を行い、県民に分かり易く伝えるよう努められたい。

（担当：福島イノベーション・コースト構想推進課、経営金融課、雇用労政課、産業振興課、次世代産業課、産業人材育成課、医療関連産業集積推進室、各地方振興局）

将来的に福島の復興を担う人材を育成するため、復興知事業においては、「復興知事業プログラムの地元小中高生現地参加者数（累計）」を成果指標として設定しており、本指標は県総合計画の成果指標として公表している。目標を上回る成果を創出しているが、本事業は令和3年度から令和7年度の5か年事業であり、令和8年度以降の事業の在り方や予算規模などについて国と調整中であるため、今後、現行の成果指標の上方修正や新たな指標の設定も視野に、成果指標の見直しも含めて検討していく。

（経営金融課）

福島県プロフェッショナル人材戦略拠点事業による中小企業支援においては、人材確保が困難な企業を訪問し、企業の成長に必要な人材の把握に努めるとともに、専門的な知識・技術を持つ人材のマッチング支援を行っている。成約件数を成果指標に掲げ、重点事業として進行管理を行うとともに、ウェブサイトで成約件数等を公表している。今後も商工団体等関係機関と情報共有しながら事業の改善に積極的に取り組んでいく。

（雇用労政課）

「感働！ふくしま」プロジェクトを始めとする各事業については、具体的な取組状況を確認し、次年度事業の改善等に反映させるとともに、県や受託事業者のウェブサイトにも事業成果を掲載することや、関係団体から構成される協議会において成果を示し、共有するなど、事業の成果の見える化に努めていく。

（産業振興課）

起業や知的財産、廃炉関連産業の各事業に係る具体的な取組状況を確認し、定期的にフォローアップを行う。廃炉関連産業においては、マッチングサポート事務局の支援による成約件数を成果指標として定め、元請企業との交流会を開催するなど、達成に向けて取り組んでいる。実績値についてはウェブサイトへの掲載や、関係団体から構成される協議会における情報共有など、各事業において成果の見える化に努めていく。

（次世代産業課）

再生可能エネルギー分野について、風力発電施設の整備に伴い必要となるメンテナンス人材の育成に関して、ふくしま風力O&M推進協議会等と連携し、目標設定、結果の共有・検証、改善等を図るとともに、成約件数等の成果もウェブサイトに掲載するなど、各事業において、

専門家との連携による成果指標の設定や事業の改善のほか、成果の見える化に努めていく。

（産業人材育成課）

職業能力開発行政の指針として策定する福島県職業能力開発計画において、各施策の成果指標を設定し、毎年度の実績検証により計画の適切な進行管理を行うとともに、関係機関等で構成されるふくしま産業人材育成コンソーシアムにおいて成果の共有を図り、事業の改善や成果の見える化に努めていく。

（医療関連産業集積推進室）

医療機器生産金額等を成果指標とし、県医療福祉機器産業協議会や関係機関から構成される推進会議等を通じて、企業や関係機関と事業実績を共有し、事業の見直しを図ることで効果的な実施につなげるとともに、その成果をウェブサイトでも公表するなど見える化に努めていく。

（県北地方振興局）

県総合計画に基づく現状と課題、指標を念頭に事業構築した上で、個別の事業単位で成果指標を設け、効果や課題を整理・検証し改善を図るとともに、成果を含めた実施結果を分かりやすい内容にまとめてウェブサイトで公表するなど県民等への周知に取り組んでいく。

（県中地方振興局）

新産業を支える人材の育成を行うに当たっては、具体的な成果指標を設定し、得られた成果を本庁関係課のほか、市町村、関係機関等と共有し、より効果的な事業となるよう改善するほか、取組について県民に分かりやすく情報発信するよう努める。

（県南地方振興局）

事業実施に当たり、具体的な成果指標を設定し、得られた成果を本庁関係課、市町村、関係機関等と意見交換会等を通じて共有しながら、より効果的な事業となるよう事業の改善に取り組むとともに、成果が県民に伝わるよう努める。

（会津地方振興局）

企業紹介ウェブサイト作成や、「Out of Kid Zania in 会津」等の人材確保に係る事業の実施に当たっては、最大の効果をあげるよう地元企業や学校、市町村と連携して実施することとし、アンケート等から成果指標を設定、得られた成果を企業や学校、市町村と共有し事業の改善に取り組むとともに、ウェ

【監査委員意見4】（人材育成事業の中・長期的な評価）

人材育成事業を通して育成した人材が、事業実施から5～10年経過後に、新産業を始め県内産業で活躍できているかを確認することで、中・長期的な評価を行うとともに、その評価を踏まえた事業の見直しや再構築に繋がるよう検討されたい。

（担当：雇用労政課、産業人材育成課）

【監査委員意見（個別的事項）】

ウェブサイト等で公表、県民への周知に努めていく。

（南会津地方振興局）

統計データ等の分析に加え、企業訪問や関係団体との意見交換等を通して地域課題を抽出し、それに基づく事業構築及び具体的な成果指標を設定し、効果を検証しながら事業に取り組んでいる。

また、様々な機会を通して関係機関と事業成果を共有するとともに、住民への分かりやすい説明に努めており、引き続き、事業の検証・改善を図りながら取り組んでいく。

（相双地方振興局）

産業人材の育成に関する事業の実施に当たっては、成果指標を設定するほか、得られた成果を関係機関等と共有し今後の改善に取り組むとともに、実施結果についてウェブサイトで公表するなど県民への情報発信に努めていく。

（いわき地方振興局）

各種事業については、総合計画を踏まえ、目的に応じた成果指標を設定しているところであり、年度末はもとより、途中の段階においても、進捗や達成状況を確認し、要因を分析しながら、事業の改善に取り組んでいく。

また、事業の実施により得られたヒアリング結果や分析の内容等については、関係機関に共有し、業務の向上を図るなど、事業成果の共有や見える化を積極的に進め、効果を広く波及させていく。

（雇用労政課）

産業人材の確保に向けては、これまで、就職支援協定を締結した大学等への調査や県の就職相談窓口を通して県内就職の実態把握に努めてきた。

調査結果や就職相談窓口に寄せられた情報を基に事業の見直しや再構築を行うとともに、引き続き、首都圏の就職支援協定校と連携した情報提供や、SNS等を活用した戦略的な広報により、若者の県内定着・還流を一層促進していく。

（産業人材育成課）

テクノアカデミーにおいては、卒業生の就職状況を把握することはもとより、就職3年後の定着状況の継続的な調査と併せて、定着支援のフォローアップを行っており、就職先事業所からのニーズや評価を今後の職業訓練カリキュラムの見直しや再構築に反映させていく。

（次世代産業課）

意見1 再生可能エネルギー産業の人材育成については、エネルギー・エージェンシーふくしまを中心に関係機関が連携して取り組むとともに、テクノアカデミーにおける基本技術の習得による若手技術者の育成や福島再生可能エネルギー研究所（FRE A）との高度な共同研究等による企業技術者の育成等に努められたい。

また、今後、需要の増加が見込まれる風力発電メンテナンス人材については、「ふくしま風力O & M推進協議会」において策定したロードマップの見直し等を通じて、事業内容の改善・見直しを行うなど、一層良質な人材の育成が図られるよう取り組まれたい。

水素関連産業については、今後、利活用の促進など、活発化が見込まれる国の動向を注視しながら、産業の育成・集積と人材育成を推進されたい。

（担当：次世代産業課、産業人材育成課）

意見2 医療機器関連業界の構成業態は、「医療機器製造販売業」「医療機器製造業」「部材メーカー」の3つに大別されるが、それぞれの業態において求められる人材像が異なることから、これまで実施してきた人材育成プログラムの内容を整理・見直すことで、企業ニーズにきめ細かに対応するなど、人材育成に一層努められたい。

また、教育関係機関と連携しながら、フィールドワーク等への参加者の調整を図られたい。

（担当：医療関連産業集積推進室）

意見3 航空宇宙関連産業は、高い安全性と信頼性の確保が必要なことから、

再生可能エネルギーの人材育成については、産業動向を踏まえ、エネルギー・エージェンシーふくしまと連携した再生可能エネルギーの研究、企業の伴走支援、FRE Aへの風力・太陽光発電の人材育成拠点形成による高度な共同研究等を通じた技術者の育成、テクノアカデミー会津・浜校での基礎教育、大学・高校での出前講座等に積極的に取り組んでいく。

風力発電メンテナンス人材については、風力O & M推進協議会において、令和7年2月にロードマップを見直ししており、今後も状況の変化に応じて見直しを検討しつつ、県内の訓練施設を活用した実践的な研修を行い、企業の求める人材を育成していく。

水素関連産業については、令和7年度からの水素の輸送・利用機器の導入等への支援、国家戦略特区制度の活用により、水素の利活用を促進するとともに、福島大学やFRE A等と県内企業が共同で行う研究開発や人材育成を支援するなど、関係機関とも緊密に連携しながら、産業の育成・集積と人材育成を推進していく。

（産業人材育成課）

テクノアカデミー浜に導入した太陽光・風力発電設備や水素生成施設等により、個々の技術習得や特性理解だけでなく、エネルギーマネジメント技術に関する人材の育成に取り組んでいく。

また、再生可能エネルギーや水素の利活用への理解を深めるため、太陽光・風力発電設備や水素生成装置を活用して、新たに太陽電池と燃料電池を搭載したハイブリッド自動車の製作の実習を行うなど、関連産業への新規参入を目指す県内企業の即戦力となる人材育成に取り組んでいく。

（医療関連産業集積推進室）

県内外の医療機器製造業や部材メーカー等に精通するふくしま医療機器開発支援センターと連携しながら、県医療福祉機器産業協議会等の意見や、各分野・企業の人材ニーズを踏まえた人材育成プログラム（令和7年度から開催する「メドテック・ゼミ」等）を展開していく。

また、教育庁等とは、これまでも展示会への高校生の参加等において連携してきたところであり、引き続き、本県の将来を担う児童・生徒等の医療機器体験学習会等への更なる参加者増加に向けて、連携強化を図っていく。

（次世代産業課）

県内企業の技術力向上に向けて、ハイ

ハイテクプラザの有する高度な技術を県内企業に移転・普及するとともに、ロボット・航空宇宙フェスタによる魅力発信、テクノアカデミーでの特色ある授業等を通して、若手人材の育成に努められたい。

令和7年度以降は、航空関連産業の人材を育成してきたREALSKYプロジェクトの成果を継承するとともに、浜通りで集積が進むロケット等の宇宙関連産業の人材育成についても、計画的に取り組まれたい。

(担当：次世代産業課、産業人材育成課)

意見4 ロボット開発には、機械工学、電気・電子工学、プログラミング、情報工学等の幅広い知識と技術が必要となることから、テクノアカデミーにおける基盤技術の習得や工業高等学校におけるロボット製作体験、復興知事業における高校生向けプログラミング教育等、重層的な人材育成が行われており、引き続き、関係機関が連携することで効果的な取組となるよう努められたい。

企業技術者の育成については、技術革新のスピードが加速していることから、ハイテクプラザや公立大学法人会津大学等有する高度な技術の移転・普及を通じた人材育成が求められており、今後も、企業ニーズを的確に把握しながら事業の改善・見直しを行うことで、若手技術者の育成と県内企業の技術力向上に努められたい。

(担当：次世代産業課、産業人材育成課)

テクプラザの高度先進機器を用いた専門家による研修を実施するとともに、本県産業の将来を担う子どもたちの興味・関心を深めるため、実物の航空機エンジンや軽量飛行機を展示するなど、工夫を重ね、ロボット・航空宇宙フェスタふくしまを開催しており、今後も改善しながら開催していく。

また、宇宙関連スタートアップの浜通りへの進出を踏まえ、今年度宇宙航空研究開発機構(JAXA)角田宇宙センターと連携した技術交流会における県内企業の人材育成や技術力向上に向けた取組を強化していく。

(産業人材育成課)

REALSKYプロジェクトでは、軽量飛行機を完成させ、令和7年1月、試験飛行に成功したところである。今後は、完成した軽量飛行機を活用した若年者向けイベントの開催、機体構造や機構動作の知識を習得するための教育訓練を行っていく。

また、宇宙関連産業の人材育成については、ロケットや航空機に使用する部品を製造する上で必要となる加工や検査等に係る知識や技術を体系的に学べる教育プログラムを作成し、テクノアカデミーでの訓練や企業セミナーに活用することで、宇宙関連スキルを有する人材の育成及び宇宙関連事業に対する事業者の関心を高めていく。

(次世代産業課)

ふくしまロボット産業推進協議会において、産学官金連携のもと、会員相互の交流と技術基盤の強化に取り組んでいるところであり、引き続き同協議会と連携しながら、ハイテクプラザの有する技術の移転、会津大学等とロボット関連県内企業による共同研究・技術開発を進めるなど、県内企業における技術者の育成を始め、技術力の向上を図っていく。

また、ロボット産業支援コーディネーターによる積極的なマッチング支援に取り組む、企業間の連携体制の構築を図りながら、県内企業の技術力向上に取り組んでいく。

(産業人材育成課)

テクノアカデミー浜のロボット・環境エネルギーシステム学科において、引き続き、福島ロボットテストフィールド等とも連携しながら、電気電子工学技術やロボット制御に関する技術を有する人材の育成に取り組んでいく。

テクノアカデミーでは、ロボット関連業界から、ロボット製作やロボット制御

意見5 廃炉関連産業へ参画するには、様々な資格等が必要となるほか、参入に必要な技術もスポット的なオーダー（単発発注）となることから、廃炉作業の発注者である、東京電力ホールディングス株式会社の発注見通しを、より詳細かつ具体的に把握するとともに、その見通しに応じた資格の取得支援やハイテクプラザによる技術支援、（公財）福島イノベーション・コースト構想推進機構が担当する窓口によるマッチング支援等を通して、県内企業の廃炉関連産業への参入支援と人材育成に努められたい。

（担当：産業振興課）

意見6 知的財産は身近で大切なものであることを広く周知するとともに、その考え方と活用方法に関する普及啓発に取り組むことで、知的財産に関する人材育成に努められたい。

起業支援の中でも、スタートアップ企業は、革新的なアイデアで事業を展開することで、県内産業を活性化させる可能性を秘めていることから、積極的な発掘・育成に努められたい。

また、公立大学法人福島県立医科大学や公立大学法人会津大学において認定されたベンチャー企業が増加してきていることから、これらの関係機関と連携しながらベンチャー企業の育成にも努められたい。

（担当：産業振興課）

意見7 福島イノベーション・コースト構想を担う人材育成は、本県独自の事業として、他県にはない特色のある取組となっていることから、今後も、事業成果の検証を踏まえた事業改善に努めるとともに、教育機関や高等教育機関、研究機関等の関係機関が幅広く連携することで、より効果的な人材育成に努められたい。

高等学校を中心とした人材育成事業については、産業人材育成課と高校教育課で、それぞれ実施しているが、企業見学や出前授業など、実施内容に類似点が見られるため、各事業の特徴を明確にしながら取組まれたい。

また、福島イノベーション・コースト構想を担う人材育成は中・長期に渡り必要となる取組であり、令和8年度

に関する知識や技術を有する人材を求める意見を頂いているなど、各校の産業人材育成推進協議会などの意見を踏まえ、カリキュラムの見直しに反映していく。

（産業振興課）

東京電力ホールディングス株式会社に対し、詳細で具体的な発注情報の開示を求めるとともに、ハイテクプラザによる技術支援、廃炉作業に必要な資格取得への補助のほか、関係機関と連携し、廃炉関連産業マッチングサポート事務局を通じたマッチング支援、交流会や展示会の開催、地元企業参入への課題解決の支援など、県内企業の人材育成にもつながら、参入支援に取り組んでいく。

（産業振興課）

知的財産に関する人材育成については、福島県知財戦略推進計画に基づき、ふくしま知財戦略支援センターを中心として県内企業に対し意識啓発や普及啓発、専門家による伴走支援等に取り組んでいく。

スタートアップに対しては、関心層の掘り起こしから、新規プロジェクト立ち上げのサポート、コンテストの開催など、事業者のステージに応じたきめ細かな支援を積極的に進めていく。

また、ベンチャー企業の育成については、大学の有する技術を社会に実装する仕組みを作るため、シーズの掘り起こしや事業立ち上げ支援を実施するほか、学生を対象としたアントレプレナーシップ教育を実施するなど、関係機関と連携しながら取り組んでいく。

（福島イノベーション・コースト構想推進課）

大学等の「復興知」を活用した福島イノベーション・コースト構想人材育成基盤構築事業では、本県独自の特色ある取組として、17大学等21事業を実施している。自治体と密に連携して地域の課題解決につながっている事業がほとんどである一方で、一部の事業では自治体の巻き込みが乏しく、改善することにより、更なる成果を期待できる取組も見受けられる。複数の市町村と連携している大学等においては、各市町村と連携した活動規模の濃淡が生じているものもある。そのため、今後は、①市町村及び小・中・高等学校等との連携を強化すること②中間評価の結果を踏まえ、事業の改善や見直し等を求めることなど、改善案について

以降の予算確保に向けても、しっかりと取り組まれない。同構想を更に発展させ、本県の復興・再生を実現するために、同構想の重点分野産業の集積を一層進めると共に、福島国際研究教育機構（F－R E I）との連携を密にしながら同構想を支える人材育成を推進されたい。

（担当：福島イノベーション・コースト構想推進課、産業人材育成課）

国と協議していく。

また、本活動は人材育成・確保のみならず、交流人口の拡大や地域経済の活性化への波及効果も有していることから、復興の進捗に応じた特色ある教育研究プログラムを実施することが必要であり、令和8年度以降の事業実施に向け、必要となる予算の確保に努めていく。

また、今後、本活動を通じて引き続き多くの大学等の参画を促すことで、将来的に、福島や世界の課題解決を担う福島国際研究教育機構（F－R E I）への人材輩出も期待できることから、令和8年度以降の事業において、同機構との連携を検討・調整している。

（産業人材育成課）

福島イノベーション・コースト構想を担う人材育成・確保については、テクノアカデミーにおいて、ロボットや航空宇宙などの産業に対応できる人材を育成するとともに、既に取組を実施した高校への調査結果を次年度の事業内容に反映させ、就業意欲を高めるための企業・施設見学や、大学教授・企業担当者等による校内出前事業などの改善を図り事業効果を高めることで、毎年、人材育成事業の対象学科（工業学科・農林水産業学科・商業学科）における新規高卒者の県内就職率の更なる上昇を目指す。

また、令和7年度から、県内学生に加えて新たに求職者等を対象とした企業説明会を実施するなど、人材不足の解消に向けて取組を強化する。

高校生を対象とした人材育成については、令和7年度から、高校教育課実施事業と対象地域等の棲み分けを行っていく。

令和8年度以降の予算確保に向けては、引き続き関係各課と連携して取り組んでいく。

（経営金融課）

福島県プロフェッショナル人材戦略拠点事業による中小企業支援については、人材確保が困難な企業と専門的な知識・技術を持つプロフェッショナル人材のマッチング支援を行っている。成約件数を成果指標に掲げ、重点事業として進捗管理を行うとともに、ウェブサイトで成約件数等を公表している。今後も商工団体等関係機関と連携し、専門的な人材確保に向けて積極的に取り組んでいく。

（雇用労政課）

多様で柔軟な働き方や若者の県内定着・還流を一層推進するため、「感働！ふくしま」魅力ある職場づくり促進事業を始めとした各事業を一体的に展開していく。

意見9 本県においては、令和7年度から6年間の人口減少対策の指針となる「ふくしま創生総合戦略」を策定し全庁を挙げて取り組むこととしているが、中でも、多様で柔軟な働き方の推進や若者の県内定着、県外から本県への還流促進は、新産業の育成・集積を図る上でも重要である。

「感働！ふくしま」プロジェクトなどの各事業が一層効果を発揮するよう、適切な成果目標を設定した上で、その効果や課題を十分に検証し、事業の改善・見直しを行うとともに、人材育成の実施機関との連携も強化しながら、若者を中心とした新産業を支える人材確保に努められたい。

（担当：経営金融課、雇用労政課、産業

人材育成課、各地方振興局)

特に、令和7年度からは、女性活躍や子育て支援に積極的な企業に対する国の認定取得の経費補助や取得企業への奨励金支給など取組の強化を図り、若者や女性に選ばれる魅力ある職場づくりを更に推進していく。

また、次世代育成認証企業のうち、取組内容が優れている企業について、生活環境部と連携して表彰を実施する。継続事業においても、次世代育成認証企業数などの目標を設定し、その成果を踏まえて事業の改善に取り組んでいく。

(産業人材育成課)

「感動！ふくしま」プロジェクトにおいて、県内製造業の魅力を発信し、若者の県内定着等を図っており、協力企業の意見を踏まえながら事業を実施してきた。一方で、工業系の高校生の製造業への就職が頭打ちであり、県内理系大学においては、約8割が県外就職するなど、若手技術者の県外流出が深刻な状況であることから、令和7年度からは、教育庁等とも連携し、進学校の理系高校生を対象とした県内製造業による講話や、30名を目標として、理系大学生と県内企業との個別マッチングに向けたスカウトサービスによる支援などを新たに実施し、各取組参加者が製造業関係の業務に関心を示し、就職を前向きに検討するとしたアンケート回答割合が7割以上となることを指標として、県内製造業の更なる認知度向上と理系大学生の県内への還流・定着を促進していく。

(県北地方振興局)

個別の事業単位で成果指標を設け、効果や課題を整理・検証して改善を図るとともに、本庁関係課や市町村、産業振興の関係機関等と連携し、管内企業の魅力発信や企業の働き方改革の促進など若者の定着・還流の促進に取り組み、新産業を含む地域の産業の担い手となる人材の確保を図っていく。

具体的には、局独自の取組として、令和7年度に創設された人口減少対策加速化事業を活用し、商工会等と連携して管内企業の働き方改革を促進する取組や、管内在住の大学生と連携して首都圏在住の移住希望者等向けに管内の魅力を体感する機会を提供する事業を展開し、若者の定着・還流の促進を図っていく。

(県中地方振興局)

効果的に事業を実施していくため、適切な成果目標を設定し、効果や課題を検証するほか、本庁関係課や市町村との意見交換やE B P Mの視点による統計デー

タの分析を行い、事業の改善・見直しにつなげていく。

令和7年度から新たに実施する人口減少対策加速化事業では、若者・女性をはじめ多様な主体が柔軟で働きやすい社会を推進するため、アンコンシャスバイアス等を解消するための意識改革セミナーを開催するほか、首都圏在住の若年層を対象とした短期移住体験プログラムを実施することにより、若者の県内定着、U Iターンによる県外からの還流促進を進めていく。

また、高校生を対象に、F R E A、ふくしま医療機器開発支援センター、地元企業の技術を紹介する出張講座や見学会を開催するほか、大学生を対象に管内企業の若手社会人ロールモデルとの産学官連携授業を行うなど、各関係機関と連携を図りながら、人材確保に取り組んでいく。

（県南地方振興局）

令和7年度から実施する人口減少対策加速化事業の構築や成果目標の設定に当たっては、より一層の効果を発揮できるよう、本庁関係課との意見交換を行い、関係課の事業と調整・連携しながら進めて行くとともに、「ふくしま創生・人口戦略ワーキンググループ」への参画、市町村との意見交換等を通じて、事業の効果や課題を十分に検証し、必要に応じ事業の改善・見直しを行っていく。

また、関係機関（ハローワーク、経済団体、県教育事務所等）との情報交換会を定期的に開催し、連携強化を図るとともに、管内企業の求人情報や企業の魅力を首都圏等に発信し、地域産業や新産業を担う若者等の人材確保に努めていく。

（会津地方振興局）

企業紹介ウェブサイト作成や、「O u t o f K i d Z a n i a i n 会津」等の人材確保に係る事業の実施に当たっては、最大の効果をあげるよう地元企業や学校、市町村と連携して実施することとし、アンケート等から成果指標を設定、前年度の取組の課題を検証し、人材確保に係る事業の改善・見直しを図っていく。

（南会津地方振興局）

ウェブサイト「南会津ミライナビ」を活用した企業情報の発信や、U Iターン等の事業を通して管内への就職促進を図るとともに、人口減少対策（特に移住・定住）との関連性が強いことから、移住セミナーなどを実施する際に企業情報や求人情報等を併せて提供するなど、常に企業等と連携を図りながら、地域産業を

担う人材確保に取り組んでいる。

引き続き、企業等と連携した事業の実施に努めるとともに、成果指標を設定し、効果や課題を踏まえた事業の改善に努めていく。

（相双地方振興局）

令和6年度は、小・中学生を対象に地元企業を中心とした仕事体験や福島イノベーション・コースト構想を紹介・体験する「Out of KidZania in ふくしま相双2024」を開催したほか、高校生を対象に地元企業等との交流フェアを実施するとともに、相双地域に立地している企業等への訪問を行い動向把握に努め、製造業等の更なる振興や将来の産業の担い手育成を図った。

令和7年度は、新たに相双管内の高校生向けに管内企業の魅力を紹介する冊子を作成するなど、引き続き管内企業等と連携した事業の実施に努めるとともに、成果指標を設定し、効果や課題を踏まえた事業の改善・見直しに努めていく。

（いわき地方振興局）

多様で柔軟な働き方については、企業訪問や各種会議において、福島県次世代育成支援企業認証制度等を周知するなど、様々な機会を積極的に活用しながら、働きやすい環境づくりを推進していく。

また、各種事業については、総合計画を踏まえ、目的に応じた成果指標を設定しているところであり、年度末はもとより、途中の段階においても、進捗や達成状況を確認し、要因を分析しながら、事業の改善に取り組んでいく。

さらに、若者の県内定着、還流促進については、いわき市及びいわき商工会議所と一体となり、地域産業や地元企業への理解を深めてもらうことを目的として、企業を紹介するガイドブックの作成、総合学習への産業界からの講師派遣、企業見学への支援などの様々なプログラムを実施しており、引き続き、関係機関と連携しながら、産業人材の育成・確保に取り組んでいく。

（監査総務課）

監査公表第16号

令和7年4月11日監査公表第8号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、福島県教育委員会教育長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和7年10月24日

福島県監査委員	満	山	喜	一
福島県監査委員	三	瓶	正	栄
福島県監査委員	渡	辺		仁
福島県監査委員	阿	部	寿	子

7 教 財 第 3 1 7 号
令和7年5月30日

福島県監査委員 満 山 喜 一
福島県監査委員 三 瓶 正 栄 様
福島県監査委員 渡 辺 仁
福島県監査委員 阿 部 寿 子

福島県教育委員会教育長

令和6年度行政監査に係る措置状況について（通知）

令和7年3月17日付け6福監第530号で報告のありましたこのことについて、別紙の
とおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。
（別紙）

行政監査の結果に係る措置状況について

- 1 監査対象
新産業を支える人材育成の成果の検証（教育委員会）
- 2 所見及び措置の状況について

監 査 委 員 意 見	措 置 状 況
【監査委員意見1】（新産業の育成・集積と人材育成・確保の推進） 本県の復興・創生に向けた取組と若者の県外流出など急速に進む人口減少対策を進めるため、製造業の更なる振興と新産業の育成・集積を一層促進するとともに、それを支える人材の育成・確保に関する各施策を車の両輪として積極的に取り組まれない。 【担当：社会教育課、義務教育課、高校教育課】	（社会教育課） 被災地等訪問や被災者との交流・協働など、本県の子どもたちが主体的に復興の発信や教訓の継承等に寄与する社会体験活動を県内外で広く体験することで、積極的に子どもたちの「志」を育み、復興・地域創生の担い手を育成していく。 （義務教育課） 体験型講座や先端技術体験等を通して、小・中学生が新産業について知る機会を数多く設定することで、福島イノベーション・コースト構想を担う人材育成に関する事業を充実させていく。 （高校教育課） 地域のことを外部に発信することができ資質・態度を育むとともに、福島イノベーション人材育成事業等を通じて、地域の企業等と連携したイノベティブな教育プログラムを継続し、技術革新や社会課題の解決に取り組むことができる産業人材を育成していく。
【監査委員意見3】（根拠に基づく政策立案と成果を踏まえた事業改善） 新産業を支える人材の育成に当たっては、PDCAマネジメントサイクルを確実に実行する上で、EBPM（根拠に基づく政策立案）の考え方に基づき、事業単位で具体的な成果指標を設定し、得られた成果を企業や関係機関と共有し事業の改善に取り組むとともに、成果の見える化を行い、県民に分かり易く伝えるよう努められたい。 【担当：社会教育課、義務教育課、高校教育課】	（社会教育課） PDCAマネジメントサイクルを確実に実行するため、子どもたちへ事前・事後アンケートを実施し、目標である「郷土愛」や「自己肯定感」向上の状況を把握し、結果を関係各所へ共有・改善検討を行うとともに、報告書や成果発表を通じて、引き続き、事業の成果を県民に分かり易く伝えていく。 （義務教育課） PDCAマネジメントサイクルを確実に実行するために、人材育成事業で行う研修会に参加した教員数や事業に関わった児童生徒の変容に関するアンケート結果の分析を通して、事業目的の達成度合

【監査委員意見4】（人材育成事業の中・長期的な評価）

人材育成事業を通して育成した人材が、事業実施から5～10年経過後に、新産業を始め県内産業で活躍できているかを確認することで、中・長期的な評価を行うとともに、その評価を踏まえた事業の見直しや再構築に繋がるよう検討されたい。

【担当：高校教育課】

【監査委員意見（個別的事項）】

意見7 福島イノベーション・コースト構想を担う人材育成は、本県独自の事業として、他県にはない特色のある取組となっていることから、今後も、事業成果の検証を踏まえた事業改善に努めるとともに、教育機関や高等教育機関、研究機関等の関係機関が幅広く連携することで、より効果的な人材育成に努められたい。

高等学校を中心とした人材育成事業については、産業人材育成課と高校教育課で、それぞれ実施しているが、企業見学や出前授業など、実施内容に類似点が見られるため、各事業の特徴を明確にしながら取組まれたい。

また、福島イノベーション・コースト構想を担う人材育成は中・長期に渡り必要となる取組であり、令和8年度以降の予算確保に向けても、しっかりと取組まれたい。同構想を更に発展させ、本県の復興・再生を実現するために、同構想の重点分野産業の集積を一層進めると共に、福島国際研究教育機構（FIRI）との連携を密にしながら同構想を支える人材育成を推進されたい。

【担当：義務教育課、高校教育課】

意見8 小・中学生段階での理数教育や社会体験、高校生段階での企業とのふれあいの場での経験は、進学等で県外

を把握するとともに、得られた結果をもとに成果指標の見直しや事業の改善に取り組んでいく。

（高校教育課）

持続可能な社会に向けた産業教育充実事業や福島イノベーション人材育成事業など、対象校において先端的な研究や技術に関する教育を行っており、各事業において県内就職率やアンケート結果等に基づく成果指標を設定し、成果の確認を行っている。

得られた成果を踏まえて事業改善を図るとともに、その成果を広くウェブサイト等を用いて情報発信していく。

（高校教育課）

高等学校卒業後、県外大学等へ進学した若者の就職状況を把握するなど、中・長期的な成果検証が可能となる指標の設定方法等についても検討し、事業の改善に取り組んでいく。

（義務教育課）

事業成果を適切に把握できるように、効果調査による事業成果の検証を踏まえた改善を図るとともに、小・中学生向けの体験講座や教員向けの研修会に高等教育機関や研究機関から講師を招くことでより効果的な取組としていく。

（高校教育課）

事業成果の検証を踏まえた事業改善に努めると共に、各校の特色を活かし、地域の企業等と連携したイノベティブな教育プログラムを継続し、チャレンジ精神を持って福島県の復興・創生に貢献する人材の育成を進めていく。

（社会教育課）

進学等で県外へ居住した後においても、就職等をきっかけに県内居住を選択肢と

へ居住した後においても、就職等をきっかけに県内居住を選択肢としてもらえる動機づくりの取組としても大きな意味を持つことから、引き続き、効果的な取組となるよう努められたい。

各事業で成果指標が定められ、成果確認も確実に行われているが、若者の県外流出が課題となっている現状を鑑み、高等学校卒業後、県外大学等へ進学した若者の就職状況を把握するなど、中・長期的な成果検証を行うことで、事業内容の一層の改善を図られたい。
【担当：社会教育課、義務教育課、高校教育課】

してもらえるよう、小・中学生段階での復興を教材とした福島ならではの社会体験活動・社会貢献活動を推進し、引き続き、効果的な取組を行っていく。

（義務教育課）

スーパーサイエンススクール事業における体験講座や理数コンテストによる理数分野の学習成果を活用する機会の提供を通して、理数分野に対する興味・関心を高めるとともに、昨年度までの成果と課題を企画運営に反映させることで、各事業をさらに充実させていく。

（高校教育課）

高等学校卒業後、県外大学等へ進学した若者の就職状況を把握するなど、中・長期的な成果検証が可能となる指標の設定方法等についても検討し、事業の改善に取り組んでいく。

（監査総務課）

監査公表第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項の規定により実施した財務監査の結果は、次のとおりです。

令和7年10月24日

福島県監査委員 満山喜一
福島県監査委員 三瓶正栄
福島県監査委員 渡辺仁
福島県監査委員 阿部寿子

1 監査等の基準

本件の監査等は、福島県監査委員監査基準（令和2年福島県監査委員監査公表第10号）に基づき実施した。

2 監査等の種類

財務監査

3 監査等の対象及び実施内容

(1) 定期監査

ア 生活環境部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
環境創造センター	令和6年度	令和7年7月25日	満山喜一	阿部寿子	実地監査

イ 保健福祉部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
会津保健福祉事務所	令和6年度	令和7年7月23日	満山喜一	阿部寿子	実地監査
県南保健福祉事務所	令和6年度	令和7年7月24日	三瓶正栄	渡辺仁	実地監査
県北保健福祉事務所	令和6年度	令和7年8月6日	満山喜一	渡辺仁	実地監査
相双保健福祉事務所	令和6年度	令和7年8月6日	満山喜一	渡辺仁	実地監査

ウ 商工労働部

--	--	--	--	--

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
ハイテクプラザ	令和6年度	令和7年7月25日	満山喜一	阿部寿子	実地監査

エ 農林水産部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
県南農林事務所	令和6年度	令和7年7月24日	三瓶正栄	渡辺 仁	実地監査

オ 土木部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
喜多方建設事務所	令和6年度	令和7年7月23日	満山喜一	阿部寿子	実地監査

カ 教育委員会

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
伊達高等学校	令和5年度 令和6年度	令和7年7月28日	満山喜一	阿部寿子	実地監査
福島工業高等学校	令和5年度 令和6年度	令和7年7月28日	満山喜一	阿部寿子	書面監査
喜多方高等学校	令和5年度 令和6年度	令和7年7月28日	満山喜一	阿部寿子	書面監査
相双教育事務所	令和5年度 令和6年度	令和7年7月30日	三瓶正栄	渡辺 仁	書面監査
福島明成高等学校	令和5年度 令和6年度	令和7年7月30日	三瓶正栄	渡辺 仁	書面監査
二本松実業高等学校	令和5年度 令和6年度	令和7年7月30日	三瓶正栄	渡辺 仁	書面監査
須賀川創英館高等学校	令和5年度 令和6年度	令和7年7月30日	三瓶正栄	渡辺 仁	書面監査
西会津高等学校	令和5年度 令和6年度	令和7年7月30日	三瓶正栄	渡辺 仁	書面監査
会津農林高等学校	令和5年度 令和6年度	令和7年7月30日	三瓶正栄	渡辺 仁	書面監査

(2) 技術監査
農林水産部

対象機関及び工事等名	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
農林水産部 須賀川農業普及 所移転工事	令和7年度	令和7年7月30日	満山喜一	阿部寿子	実地監査

4 監査等の着眼点

- (1) 事務事業が法令等に従って適正に実施されているか。(合規性)
- (2) 会計情報が体系的かつ適正・確実に事実を反映しているか。(正確性)
- (3) 事務事業の遂行及び予算の執行が最少の経費となっているか。(経済性)
- (4) 事務事業の遂行及び予算の執行が費用に見合う効果が上がっているか。(効率性)
- (5) 事務事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、成果を上げているか。(有効性)

5 監査等の結果

(1) 定期監査

ア 生活環境部

監査した結果、次の1件の指摘事項について是正・改善を求めた。

--

対 象 機 関	是 正 ・ 改 善 を 求 め た 事 項
環 境 創 造 セ ン タ ー	・ 内部統制及び契約事務手続に著しく適正を欠いているものがある。 (事 実) オイルタンク保守点検業務委託について、契約期間内に業務が履行されなかったにもかかわらず、担当者は、上司に報告することなく、契約期間を修正した契約書を決裁を受けずに作成して公印を押印し、差し替えている。 また、当該業務について、組織内の情報共有や進捗管理も不十分であった。 当初契約期間 令和6年4月1日から令和6年9月30日まで 差し替え後の契約期間 令和6年4月1日から令和7年1月31日まで 履行年月日 令和7年1月27日 (是 正 又 は 改 善 の 意 見) 契約事務の手続に当たっては、関係規程に基づき適正に行うとともに、チェック体制を強化すること。

イ 保健福祉部

(7) 監査した結果、次の1件の指摘事項、1件の指導事項については是正・改善を求めた。

a 指摘事項

対 象 機 関	是 正 ・ 改 善 を 求 め た 事 項																																				
県 南 保 健 福 祉 事 務 所	・ 契約及び支払に著しく適正を欠いているものがある。 (事 実) 平成21年から令和6年までに公用車8台に設置したカーナビゲーションシステムについて、テレビ放送を受信できることを認識していなかったため、法人甲と受信契約を締結しておらず、受信料が未払いとなっている。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th><th>金 額</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成21年度</td><td>9,415円</td></tr> <tr><td>平成22年度</td><td>16,140円</td></tr> <tr><td>平成23年度</td><td>16,140円</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>15,720円</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td>15,300円</td></tr> <tr><td>平成26年度</td><td>15,720円</td></tr> <tr><td>平成27年度</td><td>15,720円</td></tr> <tr><td>平成28年度</td><td>15,720円</td></tr> <tr><td>平成29年度</td><td>22,270円</td></tr> <tr><td>平成30年度</td><td>94,320円</td></tr> <tr><td>令和元年度</td><td>94,320円</td></tr> <tr><td>令和2年度</td><td>95,610円</td></tr> <tr><td>令和3年度</td><td>107,100円</td></tr> <tr><td>令和4年度</td><td>107,100円</td></tr> <tr><td>令和5年度</td><td>99,750円</td></tr> <tr><td>令和6年度</td><td>96,800円</td></tr> <tr><td>計</td><td>837,145円</td></tr> </tbody> </table> (是 正 又 は 改 善 の 意 見) 契約及び支払については、関係規程に基づき適正に行うとともに、チェック体制を強化すること。	年 度	金 額	平成21年度	9,415円	平成22年度	16,140円	平成23年度	16,140円	平成24年度	15,720円	平成25年度	15,300円	平成26年度	15,720円	平成27年度	15,720円	平成28年度	15,720円	平成29年度	22,270円	平成30年度	94,320円	令和元年度	94,320円	令和2年度	95,610円	令和3年度	107,100円	令和4年度	107,100円	令和5年度	99,750円	令和6年度	96,800円	計	837,145円
年 度	金 額																																				
平成21年度	9,415円																																				
平成22年度	16,140円																																				
平成23年度	16,140円																																				
平成24年度	15,720円																																				
平成25年度	15,300円																																				
平成26年度	15,720円																																				
平成27年度	15,720円																																				
平成28年度	15,720円																																				
平成29年度	22,270円																																				
平成30年度	94,320円																																				
令和元年度	94,320円																																				
令和2年度	95,610円																																				
令和3年度	107,100円																																				
令和4年度	107,100円																																				
令和5年度	99,750円																																				
令和6年度	96,800円																																				
計	837,145円																																				

b 指導事項

--	--

対象機関	是正・改善を求めた事項
県南保健福祉事務所	・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第27条第1項の規定に基づく診察を行った医師の報酬について、同姓同名の別人の預金口座に誤って支払っている。

(4) 上記以外の機関は、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

ウ 商工労働部

監査した結果、次の2件の指導事項について是正・改善を求めた。

対象機関	是正・改善を求めた事項
ハイテクプラザ	・管理換えを受けた公用車1台のカーナビゲーションシステムについて、テレビ放送を受信できることを認識していなかったため、法人甲と受信契約を締結しておらず、受信料が未払いとなっている。 ・公募型プロポーザルの募集要領の策定は、外部の有識者や他部局の職員を含めて設置する審査委員会が行う必要があるが、内部の職員のみで策定している。

エ 農林水産部

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

オ 土木部

監査した結果、次の1件の指摘事項について是正・改善を求めた。

対象機関	是正・改善を求めた事項																								
喜多方建設事務所	・契約及び支払に著しく適正を欠いているものがある。 (事実) 平成31年3月から令和5年12月までに除雪ステーションに設置されたテレビ3台及び令和3年1月にWeb会議用モニターとして購入したテレビ1台について、法人甲と受信契約を締結しておらず、受信料が未払いとなっている。 また、平成27年10月から令和6年1月までに公用車11台に設置したカーナビゲーションシステム並びに平成29年9月及び令和2年6月に購入した携帯電話2台について、テレビ放送を受信できることを認識していなかったため、法人甲と受信契約を締結しておらず、受信料が未払いとなっている。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th><th>金 額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年度</td><td>10,480円</td></tr> <tr> <td>平成28年度</td><td>31,440円</td></tr> <tr> <td>平成29年度</td><td>45,850円</td></tr> <tr> <td>平成30年度</td><td>93,010円</td></tr> <tr> <td>令和元年度</td><td>115,280円</td></tr> <tr> <td>令和2年度</td><td>157,545円</td></tr> <tr> <td>令和3年度</td><td>198,900円</td></tr> <tr> <td>令和4年度</td><td>200,175円</td></tr> <tr> <td>令和5年度</td><td>207,580円</td></tr> <tr> <td>令和6年度</td><td>212,720円</td></tr> <tr> <td>計</td><td>1,272,980円</td></tr> </tbody> </table> (是正又は改善の意見) 契約及び支払については、関係規程に基づき適正に行	年 度	金 額	平成27年度	10,480円	平成28年度	31,440円	平成29年度	45,850円	平成30年度	93,010円	令和元年度	115,280円	令和2年度	157,545円	令和3年度	198,900円	令和4年度	200,175円	令和5年度	207,580円	令和6年度	212,720円	計	1,272,980円
年 度	金 額																								
平成27年度	10,480円																								
平成28年度	31,440円																								
平成29年度	45,850円																								
平成30年度	93,010円																								
令和元年度	115,280円																								
令和2年度	157,545円																								
令和3年度	198,900円																								
令和4年度	200,175円																								
令和5年度	207,580円																								
令和6年度	212,720円																								
計	1,272,980円																								

うとともに、チェック体制を強化すること。

カ 教育委員会

(7) 監査した結果、次の4件の指導事項については是正・改善を求めた。

対象機関	是正・改善を求めた事項
相双教育事務所	・ 福島「未来の教室」授業充実事業研究会に係る講師1名分の報償費及び旅費について、講演終了後、速やかに支払うべきところ、7か月以上経過して支払っている。
福島明成高等学校	・ 出前講座に係る講師1名分の報償費及び旅費について、講座終了後、速やかに支払うべきところ、3か月以上経過して支払っている。また、講習会に係る講師2名分の報償費及び旅費について、講習会終了後、速やかに支払うべきところ、3か月以上経過して支払っている。
二本松実業高等学校	・ 総合的な探究の時間Ⅰに係る講師1名分の報償費及び旅費について、授業終了後、速やかに支払うべきところ、6か月以上経過して支払っている。
須賀川創英館高等学校	・ 行政財産使用許可に伴う管理経費の前期分の一括徴収について、9月に6か月分を直ちに調定すべきところ、5か月以上経過して調定している。

(1) 上記以外の機関は、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(2) 技術監査

農林水産部

監査した限りにおいて、監査の対象となった工事は、工事の執行に関し、計画、設計、積算が妥当で、工事の施工が正確かつ適法に執行されており、重要な事項は認められない。

(監査総務課)

監査公表第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項の規定により実施した県公営企業に係る財務監査の結果は、次のとおりです。

令和7年10月24日

福島県監査委員 満山喜一
福島県監査委員 三瓶正栄
福島県監査委員 渡辺仁
福島県監査委員 阿部寿子

1 監査等の基準

本件の監査等は、福島県監査委員監査基準（令和2年福島県監査委員監査公表第10号）に基づき実施した。

2 監査等の種類

財務監査

3 監査等の対象及び実施内容

(1) 定期監査

ア 土木部（流域下水道事業会計）

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
県北流域下水道建設事務所	令和6年度	令和7年7月28日	満山喜一	阿部寿子	書面監査
県中流域下水道建設事務所	令和6年度	令和7年8月8日	三瓶正栄	阿部寿子	実地監査

イ 企業局

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
企業局いわき事業所	令和6年度	令和7年7月28日	満山喜一	阿部寿子	書面監査

ウ 病院局

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
宮下病院	令和6年度	令和7年7月15日	三瓶正栄	渡辺 仁	実地監査
南会津病院	令和6年度	令和7年7月17日	満山喜一	阿部寿子	実地監査
ふたば医療センター	令和6年度	令和7年7月28日	満山喜一	阿部寿子	書面監査
ふくしま医療センターこころの杜	令和6年度	令和7年8月8日	三瓶正栄	阿部寿子	実地監査

(2) 技術監査
企業局

対象機関及び工事等名	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
企業局 沼部堰改築（1工区）工事	令和7年度	令和7年7月28日	満山喜一	阿部寿子	書面監査

4 監査等の着眼点

- (1) 事務事業が法令等に従って適正に実施されているか。（合規性）
- (2) 会計情報が体系的かつ適正・確実に事実を反映しているか。（正確性）
- (3) 事務事業の遂行及び予算の執行が最少の経費となっているか。（経済性）
- (4) 事務事業の遂行及び予算の執行が費用に見合う効果が上がっているか。（効率性）
- (5) 事務事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、成果を上げているか。（有効性）

5 監査等の結果

(1) 定期監査

ア 土木部（流域下水道事業会計）
福島県流域下水道事業

対象機関	事業経営の状況
県北流域下水道建設事務所	福島市ほか1市2町を対象に流域下水道事業を行っており、当該年度における年間処理水量は19,821,050m ³ で、前年度と比較して、107,718m ³ （0.5％）減少した。その事業管理はおおむね適正であったと認められる。
	是正・改善を求めた事項
	監査した結果、次の1件の指導事項については是正・改善を求めた。 （指導事項） ・公用車1台のカーナビゲーションシステムについて、テレビ放送を受信できることを認識していなかったため、法人甲と受信契約を締結しておらず、受信料が未払いとなっている。

対象機関	事業経営の状況
------	---------

県中流域下水道建設事務所	県中処理区（郡山市ほか2市2町）、二本松処理区（二本松市）、田村処理区（田村市）の3処理区において流域下水道事業を行っており、当該年度における年間処理水量は37,961,902m ³ で、前年度と比較して、41,031m ³ （0.1%）増加した。その事業管理はおおむね適正であったと認められる。
	是正・改善を求めた事項
	監査した結果、次の1件の指導事項について是正・改善を求めた。 （指導事項） ・備品2件について、更新されているにもかかわらず旧備品のまま固定資産台帳に登録されている。

イ 企業局
福島県工業用水道事業

対象機関	事業経営の状況
企業局いわき事業所	いわき市内の企業に対し、3工業用水（磐城、勿来、小名浜）により給水事業を行っており、当該年度における総給水量は311,851,087m ³ で、前年度と比較して、2,083,861m ³ （0.7%）減少した。その事業管理はおおむね適正であったと認められる。

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

ウ 病院局
福島県立病院事業

対象機関	事業経営の状況
宮下病院	令和6年度の患者数は、入院が延べ2,447人、外来が延べ14,735人であり、前年度と比較して、入院は860人（54.2%）増加し、外来は2,029人（12.1%）減少した。その事業管理はおおむね適正であったと認められる。
	是正・改善を求めた事項
	監査した結果、次の2件の指導事項について是正・改善を求めた。 （指導事項） ・公用車5台のカーナビゲーションシステムについて、テレビ放送を受信できることを認識していなかったため、法人甲と受信契約を締結しておらず、受信料が未払いとなっている。 ・育児休業から復帰した職員1名の通勤手当について、遅延して支給している。

対象機関	事業経営の状況
南会津病院	令和6年度の患者数は、入院が延べ13,583人、外来が延べ48,926人であり、前年度と比較して、入院は1,540人（12.8%）増加し、外来は4,250人（8.0%）減少した。そ

	の事業管理はおおむね適正であったと認められる。
	是正・改善を求めた事項
	監査した結果、次の2件の指摘事項及び1件の指導事項について是正・改善を求めた。 (指摘事項) ・固定資産の取得手続及び台帳等諸帳簿の整備に著しく適正を欠いているものがある。 (事実) 令和5年度及び令和6年度に団体甲から寄附された器械備品について、寄附受納の手続を行っていない。 また、そのうち令和5年度に受納した器械備品は、同年度中に資産計上を行わず、令和6年度に資産計上している。 受納器械備品 令和5年度 空気清浄機1台 330,000円 令和6年度 空気清浄機2台 292,600円 (是正又は改善の意見) 固定資産の取得に当たっては、関係規程に基づき適正に行うとともに、チェック体制を強化すること。 (指摘事項) ・医業未収金について、適正な処理を怠り、不納欠損となっているものがある。 (事実) 公務災害の認定を受けた職員等8名分の療養補償について、病院が収入調定及び請求手続を怠ったため、消滅時効が成立し、医業未収金89,080円を不納欠損処理している。 (是正又は改善の意見) 医業未収金の事務処理に当たっては、関係規程に基づき適正に行うとともに、チェック体制を強化すること。 (指導事項) ・非常用予備発電機の修繕等について、請負代金が100万円以上であるにもかかわらず契約書を作成していない。

対象機関	事業経営の状況
ふたば医療センター	(附属病院) 令和6年度の患者数は、入院が延べ3,923人、外来が延べ5,591人であり、前年度と比較して、入院は606人(18.3%)、外来は72人(1.3%)増加した。その事業管理はおおむね適正であったと認められる。 (附属ふたば復興診療所) 令和6年度の患者数は、外来が延べ5,695人であり、前年度と比較して543人(10.5%)増加した。その事業管理はおおむね適正であったと認められる。

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

対象機関	事業経営の状況
ふくしま医療センター こころの杜	令和6年度の患者数は、入院が延べ26,826人、外来が延べ26,704人であり、前年度と比較して、入院は2,575人(8.8%)、外来は429人(1.6%)減少した。その事業管

理はおおむね適正であったと認められる。

是正・改善を求めた事項

監査した結果、次の3件の指摘事項及び2件の指導事項について是正・改善を求めた。

(指摘事項)

- ・内部統制が有効に機能しておらず、前渡資金の精算に著しく適正を欠いているものがある。

(事実)

組織内でのチェック体制が整っておらず、令和5年度に前渡資金の支払をした医療観察法第43条による入院患者の院外外出時の昼食代等について、支払日又は外出終了日から7日以内に精算すべきところ、精算遅延又は未精算のもの、さらにそれぞれについて残金を返納していないものがある。

精算遅延 9件 51,554円 (うち未返納 4件 1,904円)

未精算 116件 224,481円 (うち未返納 38件 26,166円)

(是正又は改善の意見)

前渡資金の精算に当たっては、関係規程等に基づき適正に行うとともに、組織的なチェック体制を確立すること。

(指摘事項)

- ・収入手続に著しく適正を欠いているものがある。

(事実)

令和5年7月31日付けで退職した会計年度任用職員1名に対し、病気休暇中に支給した過払い給与266,755円について、戻入の調定を行ったが督促を行っておらず全額未収となっている。

(是正又は改善の意見)

収入手続に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。

(指摘事項)

- ・契約及び支払に著しく適正を欠いているものがある。

(事実)

平成29年4月から令和7年2月までにリース契約した公用車8台に設置されていたカーナビゲーションシステムについて、テレビ放送を受信できることを認識していなかったため、法人甲と受信契約を締結しておらず、受信料が未払いとなっている。

年 度 金 額

平成29年度 15,720円

平成30年度 31,440円

令和元年度 47,160円

令和2年度 98,090円

令和3年度 107,100円

令和4年度 107,100円

令和5年度 99,750円

令和6年度 93,500円

計 599,860円

(是正又は改善の意見)

契約及び支払については、関係規程に基づき適正に行うとともに、チェック体制を強化すること。

(指導事項)

- ・病院が正会員となっている団体甲の年度会費について、許可病床数減少の申出をしなかったため、令和5年度及び令和6年度分の会費が過払いとなっている。
- ・公衆電話の利用料については、利用者が使用した額を預

	り金に入れ、通信事業者に支払っているが、二重徴収等の誤りにより、令和6年度末における預り金が過大となっている。
--	---

(2) 技術監査
企業局

監査した限りにおいて、監査の対象となった工事は、工事の執行に関し、計画、設計及び積算が妥当で、工事の施工が正確かつ適法に執行されており、重要な事項は認められない。

(監査総務課)